

- ・ **コンテンツ人材の育成
伝統文化親子教室事業**

【知的財産推進計画 2013（該当部分抜粋）】
（平成25年6月25日知的財産戦略本部決定）

（クリエイターの裾野の拡大）

- ・ クリエーターによる学校訪問、巡回公演やワークショップ、体験教室の開催を通じて、子どもの頃からメディア芸術を含む様々な文化芸術を体験することにより、子どもたちの発想力やコミュニケーション能力を養い、将来のクリエイターの育成を図る。（短期・中期）

伝統文化親子教室事業

(25年度予算額 935百万円)

26年度予算額 1,200百万円

- 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平成23年2月閣議決定）
幼い子供から若者までを対象とし、**伝統文化や文化財に親しむ機会を充実**
- 第2期教育振興基本計画（平成25年6月閣議決定）
文化芸術団体との連携・協力を図りつつ**子供たちが地域の伝統文化に触れる機会を提供**する取組への支援
- 経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月閣議決定）
文化芸術立国を目指し、国として、**子供の文化芸術体験機会の確保**など文化芸術を振興

事業概要

目的：次代を担う子供たちに対して、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、華道などの伝統文化に関する活動を、計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供することにより、我が国の歴史と伝統の中から生まれ、大切に守り伝えられてきた伝統文化を将来にわたって確実に継承し、発展させるとともに、子供たちの豊かな人間性を涵養することを目的とする。

参加対象：地域に在住する親子等（子供のみが対象の教室も可）

実施主体：伝統文化に関する活動を行う団体（伝統文化関係団体）等

実施分野：民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊のほか、茶道、華道などの生活文化も対象

補助金額：予算の範囲内において定額

対象経費：指導者等への謝金・旅費、会場・用具の借料、教材費等

実施方法：文化庁から、全国の伝統文化関係団体を対象に募集を行い、有識者の審査を経て実施団体を決定

「放課後子供教室」と連携した体験機会を提供



子供屋台囃子教室



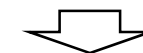
みまや焼き教室



着装・礼法教室

<支援教室数>

平成25年度
3,400教室



平成26年度
4,000教室程度